

間(原則は週35時間)を超えた部分について、計算対象とする。労働時間貯蓄を規定する労働協約などが発効するまで、希望する被用者は、年間10日の上限の範囲内で、休暇となるべき日について、1日または半日単位で、労働することができる。こうして労働する場合の時間単位、半日単位、日単位の労働は、10%以上の割増賃金の支払いを要する。この経過措置は、2008年12月31日までとし、2009年1月1日以降は、超過勤務時間に係る賃金割増率、年間法定最大超過勤務可能労働時間の規定は、企業規模にかかわらず全企業に適用される。

4 労働施策をめぐる最近の動向

(1) 社会連帯計画法案の成立

a 概要

ラファラン前政権が年金制度改革、医療制度改革と同様に重要な改革として位置付けている社会連帯計画法案が12月20日成立した。本法は、雇用や住宅など社会問題全般に関する改善を目的としている。

b 経緯

この20年間、フランスでは、社会保護に当てる財政支出が倍増したものの、依然として構造的失業及びそれに伴う社会的阻害、社会参加が困難な若年層、厳しい住宅事情、環境の劣悪な地区などの存在が問題となっている。本法は、機会の平等の回復を通じて、こうした問題に対処することを目的とし、ボルロー旧雇用・労働・社会統合大臣が中心となって、準備を進めてきた。

c 法律の内容

(a) 雇用に関する規定

①求職者支援の改善、②職業訓練の強化を通じた若年層の職業参加に向けた政策の強化、③最低所得保障受給者のための新たな特殊雇用契約の導入、④経済活動の発展や企業設立に有利な措置の導入が主な内容である。具体的な措置は以下のとおりである。

① 企業のニーズに職業教育を適応させ、求職者と企業の関係の維持、失業者個人々に合わせた企業における職業訓練及び求職活動を提案することを目的とする「雇用センター(maison d'emploi)^(注3)」を2006年

までに300施設設ける。

② 若年層の職業活動の支援を強化するため、職業訓練中の従業員の所得税を減税し、企業に対しても、職業訓練を伴う契約に基づき就労している者1人につき原則1,600ユーロの tax credit (税額控除の一種)を付与する。

③ 公的扶助受給から職業活動による収入へ移行を活性化させること、安定した雇用へ向け個別指導を進めること、技術習得のため十分な雇用期間を設定することを目的として、将来契約(contrat d'avenir)が創設される。この契約は、最低社会復帰扶助(RMI)などの福祉手当受給者を対象とし、地方公共団体等で、対象者は地方公共団体と2年間の雇用契約を締結し、労働時間内に職業訓練を行う時間が設けられているなかで就労する。賃金は、SMIC 以上の報酬を支払うという労働協約がない限り、就労時間に応じて、SMIC の報酬が支払われる。4年間で100万人(2005年に18万5,000人：2004年3月の時点では年間18万5,000人を目標としていたが、ドビルパン政権のもと、ボルロー雇用・社会的団結・住宅大臣は2005年8月、年内に10万人以上の契約を計画すると目標を変更している。)と契約を締結することを目標としている。

④ 高齢者の雇用を促進するため、失業保険制度等の見直しを図り、また、働きながら年金を受給する場合の年金額削減の幅を縮小する。

※最低所得保障受給は、貧困者救済策としてある手当の総称として使用しているため、最低社会復帰扶助(RMI)、成人障害者手当等を含む。

(b) 公営住宅(logement social) 提供の促進

① 2005年から2009年にかけて公共住宅を50万戸建設するプログラム実施。

② 都市再開発局(Agence nationale de renovation urbaine)により、83地区について67億ユーロを支出して老朽化した住居の撤去、住居の再建設、修復が行われる。

③ 利子年率0%の貸し付けによる住宅購買政策を実施し(住居の質、位置する区域による制限がある)、1年あたり20万人以上に融資する。

(2) ドビルパン新政権発足と施政方針演説

a 概要

5月31日、シラク大統領は5月29日の欧州憲法批准の国民投票での否決を受けて、内閣改造を発表し、6月2日、ドミニク・ドビルパンを首相とする新内閣が発足した。新内閣は、31人の大臣で構成され、主要ポストである経済・財務・産業大臣はブルトン氏、雇用・社会的団結・住宅大臣はボルロー氏が続投となった。内務大臣には前経済・財務・産業大臣サルコジ氏が指名された。

ドビルパン新首相は今後、100日間で国民の信頼回復に努める意志を明らかにし、「雇用」、「労使関係」、「教育」、「研究開発」を優先課題にあげた。

b 経緯

フランスは欧州憲法の批准を推進していたが、欧州憲法批准の国民投票に関する世論調査においては、反対派の優勢が伝えられていた。シラク大統領は5月26日、自らテレビに出演し、投票には歴史的な責任がかかっており、欧州建設と内政を混同しないよう改めて求めた。

しかし、5月29日の国民投票で、反対54.87%、賛成45.13%で欧州憲法批准は否決された。およそ70%と高い投票率だった。世論調査によると、反対に投票した有権者は、「失業に対する不安」、「現政権に対する不満の表明」を理由に挙げている。自ら先頭に立って賛成キャンペーンを率いてきたシラク大統領は、敗北を認め、内閣改造を約束した。

c 施政方針演説の内容

6月8日、ドビルパン首相は、国民議会(下院)において、施政方針演説を行った。5月29日の国民投票においては、多くの若年者とシニア層が反対票を投じたため、これらの層の関心を引くことが政策上重要とされる。首相は演説のほとんどを雇用問題に充て、雇用対策として、2006年度に45億ユーロを投入すると発表した。その施政方針演説の骨子は、以下のとおりである。

(a) 若年者雇用の活性化

若年者の失業対策を緊急課題とし、この問題が将来にもたらす影響を踏まえて、若年者の雇用を促進するため、公共職業安定所(ANPE)が過去1年以上失業し

ている5万7,000人の若年者へ養成訓練、契約、企業や公共部門における雇用などの斡せんやオリエンテーションを行う。社会連帯計画化法により5年間で50万人の養成訓練契約を締結すること、及び特殊雇用契約(政府が援助する雇用契約)である雇用支援契約(CAE: contrats d'accompagnement vers l'emploi)^(注4)の適用対象を現在の2万人から10万人と大幅に増やすことを決めた。また、無資格で学校教育を終えた6万人の若者に対し、国防省はその施設で資格取得することを支援する。

また、積極的に仕事を探すことを啓発するため、若年者の採用が困難とされる部門(ホテル・飲食業、農業食品業等)において雇用契約を結んだ若年者は、1,000ユーロの税額控除が受けられる。

(b) 零細企業の新規雇用促進

2005年9月1日より、従業員10人以下の小企業を対象に、これまでより長い試用期間(2年)を盛り込んだ「新雇用契約(contrat nouvelle embauche)」を導入する。さらに、従業員が9人から10人に増えると、税及び社会保険費用で年間平均5,000ユーロの追加費用がかかるため、従業員が10人に達すると課せられる事業主側の追加負担を国が負担する。

また、雇用手続きの簡素化のため、零細企業に対して、「雇用小切手(cheque-emploi)^(注5)」が導入される。

(c) 職業復帰

1年以上の長期失業者が就職する場合には、1,000ユーロの特別手当が支給される。公共職業紹介所(ANPE)と全国商工業雇用連合会(Unedec)が協力し合い、情報提供を通じ、特別手当をもらった失業者の追跡調査が開始される。

家族生活と職業生活のために、政府は追加的に1万5,000人の保育園の受け入れ枠を設ける。

d 各界の反応

経営者団体は発表された施策をおおむね評価している。野党や労働組合からは、不安定な雇用形態増加の危険性や、法制定における政府の強行手段を懸念する声広がっている。